

第 73 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水產省

第 73 回
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和 7 年 6 月 18 日（水）14：00～16：22

会場：農林水産省畜産局 第一會議室

（本館 6 階ドアNo.632、ウェブ併催）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

- (1) 令和 2 年の家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の状況について
- (2) 特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（諮問）
- (3) 飼養衛生管理基準の改正について（諮問）
- (4) 飼養衛生管理指導等指針の一部変更について（諮問）
- (5) 家畜伝染病予防法施行令の一部改正について（諮問・答申）

4. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

家畜衛生部会委員名簿

- 資料 1 令和 2 年家畜伝染病予防法改正事項の検証
- 資料 2 質問文（特定家畜伝染病防疫指針の一部改正、飼養衛生管理基準の改正、
飼養衛生管理指導等指針の改正）
- 資料 3－1 特定家畜伝染病防疫指針の見直しについて（案）
- 資料 3－2 特定家畜伝染病防疫指針の一部改正の主な改正点について（案）
- 資料 4－1 飼養衛生管理基準の見直しについて（案）
- 資料 4－2 飼養衛生管理指導等指針の見直しについて（案）
- 資料 4－3 飼養衛生管理基準及び飼養衛生管理指導等指針の見直しについて
- 資料 5 家畜伝染病予防法施行令の一部改正について（案）
- 参考資料 1 令和 2 年の家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の状況について
- 参考資料 2 水際検疫の強化に向けた検討会 中間とりまとめ概要
- 参考資料 3 参照条文（家畜伝染病予防法）

午後2時00分 開会

○横澤調査官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第73回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず御対応いただきまして誠にありがとうございます。

当部会の事務局を務めます消費・安全局総務課の横澤でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

開会に当たりまして、消費・安全局長の安岡から御挨拶を申し上げます。

○安岡消費・安全局長 消費・安全局長の安岡でございます。

毎回ですけれども、本当にお忙しい中、お時間を取りていただき大変ありがとうございます。

本日は、第73回家畜衛生部会ということで開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

今日の一つ目のテーマですけれども、正に鳥インフルエンザは今シーズントータルで51事例、そして932万羽ということで、過去から見ると3番目の発生ということです。大量発生となった年でございました。1月は養鶏集中地域で続発があったということが今年の特徴かと思います。

今シーズンはもう終わっていますので、来シーズンに向けて養鶏集中地域での続発をいかに抑えていくかということ。さらには今シーズンは先生方にいろいろと疫学調査の結果なども見ていただいて、様々な結果が出てきております。塵埃（じんあい）をどうするとか、そういったようなことをいかに飼養衛生管理の向上につなげていくかということがポイントかと思います。

前々回の部会でしょうか、この場でも鳥インフルエンザに関してはパッケージの新しい対策を提示しまして、それを具体的にしていくということを御説明したところでございます。

そして、今日の家畜衛生部会は正にその対策パッケージの具体化ということで、飼養衛生管理を強化していく、地域ぐるみで飼養衛生管理をどう強化していくのか、個々の農場だけではなくて地域ぐるみの飼養衛生管理であるとか、先ほど申し上げたような塵埃（じんあい）などを含めた対策の強化をどうするか。

さらには、やはりいかに殺処分を減らしていくかという観点からは分割管理の導入ということが非常に重要ですので、更に分割管理を現場でやっていただくためにはどうするかということで具体的には今日の議論としては、特定家畜伝染病防疫指針、これの一部改正。さらには、現場でやっていただく家伝法上の鍵となっている飼養衛生管理基準、そしてその指導等指針の改正について御審議していただくということになってございます。これが1点目でございます。

2点目については、2回前の第71回のこの部会の中で令和2年に改正した家伝法の施行状況について、5年経過してその検証の状況について御報告ということでございます。

その辺りについて、以降水際の対策の強化ということで、専門家の検討もしていただいているところで、その結果の報告をさせていただきながら検証、そして今後の課題、どのように対応していくかということに関して、改めて御審議いただくということでございます。その中で、エミューの追加をはじめとした施行令、省令の一部改正などについても御議論いただくということでございます。

こういったことで、今日は様々な課題でしかも今後の対策に向けての重要な御審議を頂く場ということでございますので、委員の皆様におかれましてはいつもながら専門的な見地から忌憚のない御意見と活発な御議論をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

○横澤調査官 ありがとうございました。

報道関係の皆様におかれましては、撮影はここまでとなりますので御退室をお願いいたします。

なお、ウェブでの傍聴は引き続き可能であることを申し添えます。

現在、家畜衛生部会の委員の数は20名であり、本日はウェブでの御出席も合わせて13名の委員の先生方に御出席いただいております。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定により、定足数を満たしていることを御報告いたします。

続きまして、本日出席しております農林水産省の出席者の紹介をさせていただきます。

初めに、消費・安全局長の安岡でございます。

○安岡消費・安全局長 よろしくお願ひします。

○横澤調査官 続きまして、審議官の郷でございます。

○郷審議官 よろしくお願ひいたします。

○横澤調査官 動物衛生課長の沖田でございます。

○沖田動物衛生課長 どうぞよろしくお願ひいたします。

○横澤調査官 動物衛生課家畜防疫対策室長の大倉でございます。

○大倉家畜防疫対策室長 よろしくお願ひいたします。

○横澤調査官 動物衛生課課長補佐の加茂前でございます。

○加茂前課長補佐 よろしくお願ひいたします。

○横澤調査官 動物衛生課課長補佐の松井でございます。

○松井課長補佐 よろしくお願ひします。

○横澤調査官 動物衛生課家畜衛生専門官の高山でございます。

○高山専門官 よろしくお願ひいたします。

○横澤調査官 本日はウェブを併用しての開催となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。

お配りしている資料は議事次第、委員名簿に加えまして、資料の1から2、資料3－1から3－2、資料4－1から4－3、資料5を使用いたします。このほかに参考資料1から3も配布しております。これは説明の中で必要に応じて使用いたします。お手元にない資料、あるいは落丁等がございましたらお申し付けください。

それでは、早速議事に入ります。

ここからの議事進行を稻垣部会長にお願いしたいと思います。

稻垣部会長、よろしくお願ひいたします。

○稻垣部会長 稲垣です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、議事の（1）令和2年の家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の状況についてを事務局の方から御説明をお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 それでは、資料1に沿って御説明、御報告いたします。

資料1でございますけれども、令和2年家畜伝染病予防法を改正いたしまして、これは3月26日、この衛生部会の方で御報告させていただいた事項でございますけれども、令和2年の改正以降、5年を施行後経過したときに検証を行うということが附則で定められて

ございます。その5年後検証を行った際、前回は施行状況と問題点、課題を御紹介させていただきました。その後、都道府県への意見照会を経て、この資料1におきまして前回に加えて赤字部分で問題点、課題のところでの追記、それとその検討結果を踏まえた対応案というのを加えておりますのがこの資料1でございます。

それではこの令和2年の改正事項、分類というところが主な改正事項の観点になります。大きくその他含めて7点ございますので、その分類に沿って御説明いたします。

1番目の分類、家畜の伝染性疾病の名称変更でございます。これについては、特段疾病の名称のものではないですけれども、ダチョウとエミューの法的位置付けを明確にすべきといった御意見がございました。これは都道府県からもございましたし、家きん疾病小委員会の先生からもこの点の御指摘がございました。

それについての対応案ですが、これは後ほどの諮問事項でも御説明いたしますが、家畜伝染病予防法の施行令、政令を改正することにより、エミューを高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として追加するということを検討してございます。

それから、2点目、家畜所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化でございますが、それについて課題として対応計画の策定を規定していたにもかかわらず、大規模農場における鳥インフルエンザ発生事例において家きんの焼却、埋却の処分方法がなかなか決まらず調整に難航した事例があった。

こういったことを踏まえまして、発生した際の影響の大きい大規模農場は処分方法を含めて実効性のある対応を事前に整理しておく必要があるのではないかということに対して、この対応でございますが、埋却地等の実効性確認、あるいは移動式レンダリング装置等の大型防疫資材の活用計画の策定による事前調整の具体化を実施とございます。これは既に都道府県に対して埋却地の実効性の確保の調査、これを定期的に行ってございます。それから、こういった大型防疫資材の活用計画といったことも定期的に調査を既に行っているものでございます。

それから、2点目の飼養衛生管理基準の大規模所有者の項目の対応計画の策定の中に、新たに「監視伝染病発生に対する基準」の項目に防疫措置の実施に関して所有者が行う人員、資機材の準備を規定することを検討とございます。

これは後ほど、これも諮問事項になっております飼養衛生管理基準の見直しの中でまた改めて御説明させていただきます。

次の分類3点目、飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充でございます。これは課題として1点目、鳥インフルエンザ発生事例において、再発事例を含め飼養衛生管理基準遵守が徹底されていない事例があったことから、飼養衛生管理基準に係る自主点検の実効性を高める必要があるのではないかという課題がございました。これに対する対応案ですけれども、定期報告様式を改正いたしまして、家畜の所有者自らが遵守状況をより適切に把握できるよう評価基準、現時点で○か×の2段階となっているんですけれども、これを3段階、△を加えて、これまで100点満点ではないけれども多少やっているというところは○になっていて、十分とは言えない事項というのもなかなか可視化されていなかつたところでございますけれども、その△という段階を加えることによって自分でも十分できていないところは可視化され、それから第三者により客観的な評価でも○に見えていたところが不十分であるということが分かるような形での段階評価を盛り込むということを考えてございます。

それから、課題の2点目です。

法に基づく指導・助言、勧告、命令、公表の措置が行われた事例が少ないということで、遵守徹底の観点からも運用の改善が必要ではないかという課題がございます。

これへの対応ですけれども、法に基づく指導・助言を実効的に行えるよう、具体的な発動基準を飼養衛生管理基準指導等指針に明記し、都道府県が策定する飼養衛生管理基準指導等計画に反映することを検討ということです。

これも後ほどの諮問事項の中にございますが、指導等指針の見直しの中でこれをやっていきたいと思ってございます。

課題の3点目です。

令和4年シーズンに、26道県84事例、1,771万羽という過去最大の殺処分数となったことで鶏卵価格に影響を及ぼしたことから、影響緩和のため農場の分割管理の取組の更なる推進が必要ではないか。ということに対しての対応でございます。

大規模農場においては、冒頭に局長の御挨拶にもありましたが、分割管理の検討を促すということで、まずは検討を義務付けということで飼養衛生管理基準の中で盛り込むということを考えてございます。

これも後ほどの飼養衛生管理基準見直しの中で御説明いたします。

課題の4点目です。

一律の詳細な飼養衛生管理基準を適用せず、家族経営、小規模農家で実施可能な基準で運用すべき、とございます。

これに対しての対応ですけれども、畜産物の出荷という流通を行っていないような非商用の小規模農場については、他の農場に疾病を伝播させるリスクが低いと考えられるため、感染予防及び早期発見に資する基本的な項目を独自基準として新たに設定することを検討したいと思います。

これも基準の見直しの中で御説明いたします。

5点目、高病原性鳥インフルエンザについて近年の効果の高い新たなワクチン開発や欧米の状況を踏まえ、ワクチンの開発・接種の導入について検討すべきではないか、という都道府県からの意見で追加であったものです。

これに対しては効果の高い新技術高病原性鳥インフルエンザワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、予防的ワクチン接種の導入に向けた検討を開始することとしております。

これは前回5月に説明させていただいた鳥インフルエンザの対策パッケージの中でも打ち出している方向性になります。

課題の6点目です。

豚熱の発生が散発的になってきた中で、清浄化に向けての道筋を検討すべきではないか。殺処分範囲の見直しを検討すべきではないか。これにつきましても、前回の家畜衛生部会の中でも御紹介させていただきました。豚熱のワクチン接種下の発生状況を踏まえ、清浄化ロードマップを策定いたします。これも近日中に発出を予定してございます。

この中で殺処分の範囲の見直しを記載するということと、その殺処分の範囲について専門家の意見を踏まえて検証を行うということ。それから、それに伴う法制度の見直しの要否を検討するということとしております。

これは5月21日に牛豚疾病小委員会の中でも既にこの豚熱の殺処分の範囲について最初の御検討を頂いているところでございます。

次の分類の4番目になります。

野生動物における悪性伝染性疾病のまん延防止措置の法への位置付けについてです。これは課題としては野生イノシシでアフリカ豚熱の感染を山林等で確認した場合でも、家畜防疫員や防疫員の指示を受けた者が明確な根拠をもって感染拡大防止を行えるようにするべきではないかということでございます。

これについては、山林等で発見した野生イノシシでアフリカ豚熱の感染を確認した場合、当該山林については家畜伝染病予防法の現行第51条という条文がございまして、その中で、農場、あるいは畜産関連施設、若しくは家畜の伝染性疾病、病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所に立ち入って検査を行う、あるいは血液等の採取を行えるという規定がございます。その規定を活用いたしまして、防疫員、あるいは防疫員の指示を受けた者が立入可能であることを通知等で明記するということで考えてございます。

5点目の分類ですけれども、これは予防的殺処分の対象疾病の拡大ということで、これはアフリカ豚熱を対象拡大したものですが、特段の課題もないということで割愛いたします。

6点目、家畜防疫官の権限等の強化でございます。

これは近年の海外からの旅行者の増加に伴うことと、あと令和2年の改正時、家畜防疫官が行う質問、あるいは検査の権限、あるいは違反品の廃棄という法的権限を付与したことと、この摘発件数も増加してきているところでございます。

それから、違反品が国内の外国食材店で持ち込まれて販売されている事例も発覚してございます。

その課題として、より確実な違反品の摘発を効果的、効率的に実現するためにどうすべきかということで、ここでこの項目の赤字部分は水際検疫の強化に対する検討会を3月から5月にかけて行ってございますけれども、その検討会を踏まえた追記と対応案の追記になります。

赤字部分ですが、C I Q関連、水際関連の行政機関との連携を一層深めつつ、より確実な検査実施体制を整備し、反復・組織的な違法持ち込みを徹底して阻止するよう体制の強化が必要ではないかということ。

これに対応して、右側ですけれども、C I Q関係行政機関と一層緊密に連携し、事前旅客情報等を活用しながら違反常習者を確実に検査できる体制整備を検討ということ。

それから、2点目の課題でございます。

国内に持ち込まれた違反品についてどう対応するべきか。輸入禁止品を販売している外国食材店等を把握した場合、十分な対応を取ることができるように国内対応の取締り強化が必要ではないかという課題です。

これに対応しまして、水際検疫の延長として外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限を家畜防疫官に付与するなど家畜伝染病予防法の改正を検討する。ということになっています。この2点の方向性については、先ほど申し上げた水際検疫の強化に関する検討会の中で中間取りまとめとして方向性が示されているものでございます。

最後、7点目のその他でございます。ここはランピースキン病の関係です。

これについては先般、3月に政令指定について諮問させていただきまして、5月衛生部会の中で政令指定につきまして答申を頂いているところでございます。

この答申を頂いた家伝法第62条の疾病として指定するという政令指定につきましては、現在手続を進めてございます。その先に法第2条の家畜伝染病として位置付けることについて、更に家伝法の改正を検討するということとしてございます。

それから、その他のもう1点目でございます。

令和3年以降、全国的に家畜防疫員が減少する一方で、豚熱や高病原性鳥インフルエンザの対応により県の業務負担が増加してございます。

課題として、現在の家畜伝染病の発生状況、人員不足等の家畜保健衛生所の現状を踏まえ、民間検査機関等でも検査することを検討してもよいのではないか。という課題でございます。

これに対応いたしまして、まん延防止のために行う豚熱ワクチンの免疫付与状況確認検査がございます。この一部作業を民間検査機関等で実施した場合の費用について、国の負担金の対象拡大のための家伝法の改正を検討するということとしてございます。

これは都道府県でのワクチン接種、今は北海道以外の都府県で豚熱ワクチンが行われてございますけれども、その接種に伴って行われる免疫付与状況確認検査というものを行つていただいていますけれども、そういった検査業務が現場家保の負担になっているということで、ここを民間にアウトソーシングしてその費用を法的に負担できるということの改正を検討しているということになります。

以上、令和2年の家畜伝染病法改正事項の検証で出た課題とその対応方向についての御説明でございました。

○稲垣部会長 ありがとうございました。

それでは、本件につきまして委員の皆様から御意見、御質問がありましたらお願ひいたします。

津田委員さん、お願いします。

○津田臨時委員 一つだけ質問させてください。

3番目の飼養衛生管理基準の、この定期報告の様式で評価基準を2段階から3段階に変更するというものと、それからその後の指導指針、ここで指導のやり方を計画に反映するということがあるんですけれども、これについては発生した場合の後の補償がありますよね。あれの減額措置とかにも関係することなんでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

○稻垣部会長 お願いします。

○大倉家畜防疫対策室長 この評価基準のところの減額措置、基本的には今まで△というものは半分程度、7割程度できていたものは○にしていたということもありますので、基本的には何もやっていないということとは明確に分けて判断していいかなと思ってございます。ですので、×というものと分けられる△、○という分類に大きく分けられるものだと思ってございます。ですので、遵守していないということと、遵守不十分ということで△のところは満点ではないけれどもやっていただいているという判断があつていいかなと思ってございます。

○稻垣部会長 補償との関連もおっしゃいましたよね。

○大倉家畜防疫対策室長 そういう考え方の下で減額する、しないというのはそこの判断で考えていいかなと思ってございます。

○津田臨時委員 今までやっていたと思うんですけども、とにかくここは完全にしてくださいよということはあるんですけども、なかなか実効性がなかったこともあるって、かといって何回も×が続いたから減額しますよというわけにもいかないので、ある程度こういった目安を、要するに×から△にしてください。△だったら○を目指してくださいというのを作るというのは大事だと思います。

そういう基準がある程度最終的に発生したときの補償の減額の判定にも多少影響してきますよというのがあれば、もう少しそういう頑張りましょうという意識が出ると思いますので、質問させていただきました。

○大倉家畜防疫対策室長 ありがとうございます。ここの段階を入れるということの発端になったのが、○のままにしていると自分の気付きもないですし、第三者から見て家保もそうですし、ほかの方が見たときにも○に見えてしまって、結局不十分ということが可視化されないということで、表面上はちゃんとできているはずなのに、いざ実際に例えば疫

学調査で発生時に見てみたときには、まだ十分できてないじゃないかという事例が度々発覚しているものですから、こここのギャップをどう埋めようかというところでこういう段階評価というもの検討を始めたところでございます。

○稻垣部会長 ほかはいかがでしょうか。

先に、日高委員さん、その後に小田委員さん、お願ひします。

○日高臨時委員 この2番、今の○、△、×、これについてなんですかけれども、例えば△、×の場合には飼養衛生管理基準ができていないということで、指導していきますよね。その指導していくのをそれが改善されたということを、家保とかそういうのに提出することを義務付けるということはしないわけですか。

○稻垣部会長 大倉さん、お願ひします。

○大倉家畜防疫対策室長 日頃の立入調査の中で、定期点検の中では自分でやっていただいたものを家保に提出していただいて、家保は原則少なくとも年間に1回入ってくださいということで、家保の検査を受けることになりますけれども、その際、もしまだ遵守されていない、不十分なところが改善されていないのであれば、そのときに改めて指導もありますし、あるいはその指導について、これも家保の中でいろいろやっていますけれども、例えば改善できたかどうかは後々写真で送るとかのフォローアップとか、そういう形で工夫していただいているところです。

○日高臨時委員 結局、定期的に自分で自己申告しますよね。やはり△、×のところは期限を設けてこれまでに改善してくださいという指示というのはしないんですかということです。

○大倉家畜防疫対策室長 後のところの指導等指針の改正にもつながる話なんですかけれども、今まで行政指導という形での指導で終えてしまって、改善の後の指導、改善の報告までを義務付けみたいなことをしないということもあったんですけれども、指導・助言、それから勧告、命令という家伝法上の指導プロセスがございますけれども、それを発動していただければなお改善されていない場合には、次に指導よりも重い勧告、それでもなお遵守されてなければ命令という形で、更にそれも守られなければ罰則適用という手順で進むというプロセスがありますので、もし改善が図られない、あるいは遵守する姿勢が見られないというような場合では、そういった家伝法の指導・助言、プロセスにのっとってやっていただくということになろうかと思っています。それをやりやすくするための改正を

今回盛り込みたいと思っています。

○稻垣部会長 小田委員さん、お願いします。

○小田臨時委員 今の議論に関係すると思いますが、①の部分の指導・助言をもっと実効的に行うための措置として、勧告、命令、罰則があるという主旨で室長から発言がありましたけれど、家伝法上確かに規定されているところなんですが、実態として都道府県がそこに踏み込む場合には、事前に個人情報保護法等の関係法規を受けて条令等を定め、農政部局以外にも法制部局をはじめ様々な部局が関連して対応方針を設定する必要があり、今までなかなか全国的にそこまで踏み込む事例がなかったのは、そのハードルが高かったのかと個人的に認識しているので、その辺、もしそこまでを求めるような強い制度に見直すということであれば、そういった他の農政部局以外の、要するに家伝法以外の法律関係も考慮した体制を検討する必要があるのかなと思っていたんですけど、今回検討するに当たって、都道府県から何かそのような内容についての相談だとか協議がありましたら、参考まで教えてください。

○稻垣部会長 松井さん、お願いします。

○松井課長補佐 担当補佐の松井でございます。

今の点、事前に都道府県の方に、飼養衛生管理基準の関係とあと今回改正する中身のパッケージみたいな形でお示しして、意見照会等を行ったことがございます。5月ぐらいに行っておりまして、その中で今の点について明示的に御質問という形ではなかったんですけども、私も各県に聞いている中ですとその辺り、我々はもうしっかりと作っていて、これ以上何をここで規定するのかという御質問を頂く県もあれば、逆におっしゃるようにそもそもというようなことをおっしゃられる県もあって、恐らく県によって細則までしっかりと作っている県もあれば、一方で全くそこは整理されていない県もあるのではないかというふうに現状は認識しております。

この後の御説明になると思いますけれども、今回、指導答申に位置付けようというのは、恐らく今までこちらの指針にも書いていなかった指導・助言を行う初めの段階での県が必要と認めるとき、これはどういう状況なのかとしっかりと整理した方がいいのではないかというのが今回の指導等指針に位置付けたいと思っているところでございます。

現状の指導等指針の中にも指導・助言、勧告、命令、これは段階的に行っていくところ

の手順というのは書いてありますので、そういう意味でいいますと、現行でもその辺りは恐らく県の方でも整理していただいているのではないかと思いつつ、整理されてないのであれば併せてそこも整理していただきたいなと思っています。

○稻垣部会長 ほかの委員さん、どうでしょうか。

西元委員さん、お願いします。

○西元臨時委員 西元です。

その他のその他で、家畜伝染病の発生状況、人員不足、家畜保健衛生所の現状を踏まえて民間検査機関でも検査するということはよいのですが、家畜保健衛生所の仕事が増えている中で、家畜保健衛生所の獣医師がなかなか増えているかない。募集しても入ってこないという現状を踏まえて獣医師がもっと入ってくるような対策がありましたら教えてください。

○稻垣部会長 郷さん、お願いします。

○郷審議官 西元委員が御指摘の点、非常に悩みが深いところでございます。私どもも家畜の産業動物獣医師、診療する獣医さんと家保の獣医さんとに大きく分かれるというふうに思っています。

数年前から診療する獣医さんの方については、遠隔診療を入れたり技術革新を入れることで、かなり前向きなことができているんですけども、公務員の獣医さんについては総数が変わらない中で、なかなか難しいところが多い。特に、職業選択の中で公務員になるんだけれども、地方よりも都市部の獣医さんになるのが多くなったり、やはり家保はなかなか難しいという状況については十分理解しているところでございます。

これまで就学資金などで予算面では応援してきたんですけども、やはりその魅力をよく分かってもらうということが大切だと考えてございまして、鹿児島には鹿児島大学が造られた新たな研修施設などもございます。そういうところに大学生の1年生とか割と早い時点で研修をしてもらう取組を今やっていますので、そこに更に力を入れて、もっと言えば、小学生、中学生にもより幅広くアプローチできるような仕組みについても今後検討してまいりたいと思っております。

いろいろなアイデアを今後検討してまいりたいと思いますので、是非皆様方からもいろいろな御意見なり、あるいは御意見などを寄せていただければと思います。今後の課題でしっかりとやらせていただきたいと思っております。

○稻垣部会長 ほかはいかがですか。

小田さん、お願ひします。

○小田臨時委員 質問というか意見というか、個人的な考えですけれども、最後のその他のところで民間検査機関等での検査の活用という部分がありますがほかの委員の発言の中でもありましたとおり、確かに今、家畜保健衛生所の現状としては人員不足、機動力不足というところが顕在化しています。その打開策の1つとして検査業務を民間機関に依頼するというのは確かにもう実施されている流れではあるんですが、基本的にこの依頼業務というのは性善説に立っているというか、民間検査機関との信頼関係で成立するので、実際に依頼した側が把握し切れない部分があるのか、ないのか心配しています。

実態としては公的機関での検査結果が畜産現では求められる場合が多いところとの兼ね合いで、このような民間検査機関の利用というのをいかにフォローしていくかというところが課題としてあるのかなということを発言させていただきたいと思います。

○稻垣部会長 御回答ございますか。課長、お願ひします。

○沖田動物衛生課長 小田委員、ありがとうございます。西元委員からも指摘がありましたけれども、家保の業務の負担が大きくなる中で、飼養衛生管理基準の遵守状況もしっかりとみなければいけないこともあります。こういったところから優先順位を付けて選択と集中ということも一方で確保しつつ、そういうこともやらなければいけないと思っていますけれども、その中でこの外部委託の問題はやはりおっしゃられるようにまずは大変な意思決定になりますので、例えば極端に言うと、殺処分の命令を出すかどうかみたいな、そんなところを民間に任せるというのは、それはさすがに難しいと思っています。ということから、まずできるところとして、免疫付与状況の調査というところ、こういうものは大事なデータではあるんですけども、そういう直接の財産権に及ぶようなところの影響が少ないと考えられる。こういったところから優先順位を付けてやっていくということで家保のリソースの効率化に資するということを考えていきたいと思っています。

御指摘の点、しっかりと踏まえながらこういうことは慎重に検討する必要があると思ってますので、その方向で進めたいと思っています。

○稻垣部会長 ほかはよろしいですか。

次の協議事項も関連しますのでまたその中で、先に進ませていただければと思います。では、次の議事について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○大津委員 すみません、手を挙げていたんですけれども。

○稻垣部会長 大津さん、お願ひします。

○大津委員 手を挙げるタイミングがうまくいかなくてすみませんでした。

短く2点なんですけれども、外部委託するという点についてはもう本当にいろいろ苦渋の選択というか賛否両論が出ると思いますけれども、行政も農村自体も本当に人手不足で1人がいろいろなミッションを抱えている中で、そういう流れが妥当なのかなというふうに感じています。

一方、私は熊本県の南阿蘇村というところにいるんですが、インバウンドがこんな田舎でも本当にすごくて、皆さんのが持ち込まれるのを止めるというのは本当にどうやってやるんだろうと、意見とか質問とかではないんですけども、すごく大きな課題だなと思って感じています。

すみません、以上です。

○稻垣部会長 ありがとうございました。

それでは、次の議事で事務局の方から御説明、お願ひいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 次の議事なんですけれども、議事の順番で言いますと本来は議事の（2）となってていますけれども、すみません、中身の都合上、先に議事の（3）と（4）について御説明させていただきたいと思います。資料は資料2、資料4を御覧いただきたいと思います。

まず、最初に資料2でございます。

本日ここから御審議いただくのは諮問事項が4件ございます。

その諮問事項の諮問文になります。四つございます。

家畜伝染病予防法施行令の一部改正について、これは一番最後に御説明するエミューの追加に関しての諮問事項です。

次が特定家畜伝染病防疫指針の一部改正。それから、飼養衛生管理基準の改正について。飼養衛生管理指導等指針の改正。特に、この2、3、4につきましては、冒頭局長からも御挨拶がありましたが、鳥インフルエンザの対策パッケージを打ち出して、これも先月の部会で御説明させていただいたものになりますけれども、そのパッケージを具体化するための各種規定の改正になります。

もちろんここに掲げているもの以外の各種通知等の改正も伴いますけれども、家畜伝染

病予防法の中で審議会に意見を聞くとされている改正事項についてここに掲げている文章の改正を行うものとなります。

それでは、資料4の方を御覧いただきたいと思います。

資料4-1から3がございますけれども、まず資料4-1でございます。

最初に飼養衛生管理基準の見直しについて（案）の説明をさせていただきます。

背景と経緯でございます。

飼養衛生管理基準とは、というところからですが、家畜伝染病予防法第12条の3に基づき、政令で定める家畜について、飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準として定めるものでございます。

この基準は、最新の科学的知見及び国内外の動向を踏まえ、少なくとも5年ごとに再検討を加えることとされています。

現行の基準、令和3年10月1日に施行されて以降、高病原性鳥インフルエンザや豚熱が毎年発生していますが、特に高病原性鳥インフルエンザについては、過去に発生があった農場での再発生、大規模農場での発生、それから密集地域での連続発生が確認される中、発生農場における疫学調査等を踏まえた専門家の議論において対策の必要性が指摘されている。

エミューについては後ほどの諮問事項にも関わってまいりますが、エミューが近年飼養数が増加いたしまして、一定規模の畜産業として定着化してきております。鶏と同様、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに感受性を有するというものですので、感染時の影響の懸念が高まっているところでございます。

それから、飼養衛生管理基準の遵守事項について項目が多いということも現場の方から上がっておりまして、その確認が煩雑になっているといった意見が出てきてございます。こういったことを踏まえまして、飼養衛生管理基準の所要の改正を行いたいというものでございます。

変更の方法でございますけれども、こちらについては資料4-3のポンチ絵の方で中身を御説明させていただきたいと思います。

資料4-3、横のスタイルの資料を御覧いただきたいと思います。

飼養衛生管理基準の見直し①、見直しの方向性でございます。これは今回の飼養衛生管理基準の方向性の概要を説明したものになります。

上の囲みのところでございます。先ほど申しましたけれども、この基準は法律に基づきまして、5年ごとに再検討するとされております。

前回の改正後、これは令和3年の改正後、状況変化としては高病原性鳥インフルエンザの大規模発生というのが挙げられますが、疫学調査等を踏まえて専門家の議論で得られた侵入防止対策を家きんの基準に追加したいというものです。

それから、基準の項目が多くて煩雑という、先ほど御説明させていただきましたけれども、基準の中に全畜種において類似の項目と統合するということの整理を行いたいと思っております。

それから、ペット等で飼養されている小規模農場については、通常の商用として家畜を飼っている者と同じ基準、遵守というのが求められておりますけれども、そういった飼養衛生管理基準を適用することがなじまないような飼養実態がございますので、そういったところに合わせた非商用農場向けの基準を策定するということも今回盛り込みたいと思ってございます。

その下の部分の説明ですけれども具体的に追加する項目の案といたしまして、これは家きんの基準に関してでございます。対応計画の策定対象となる大規模所有者が講ずる措置とございます。この対応計画というのは防疫措置に時間上有する大規模農家が定めるものとされているものですけれども、具体的にはこれは運用段階で20万羽以上の規模の飼養農場を作るということをお願いしてございます。

この対応計画の策定対象となる農場においては、入気口へのフィルター設置等の塵埃（じんあい）対策を盛り込むということ。それから、分割管理導入することを検討いただくということ。それから、対応計画の中に当該農場からの発生時に人員、それから資機材の供与といったことも防疫措置実施体制を追記するということを盛り込みたいと思ってございます。

それから、2点目ですけれども、再発・密集等の高リスク地域対策として、鳥インフルエンザの発生リスクが高いと思われる地域をあらかじめ指定しまして、地域内の農場に対しての取組を実施するというものを規定したいと思ってございます。これについてはまたちょっと別のページで御説明させていただきます。

3点目、分割管理に取り組む場合、都道府県に届け出た上で確認を受けるよう対応を記載ということでございます。これは分割管理をしているということをちゃんと行政側も認

識するような手続を明確化したいというものでございます。

それから、4点目ですが調整池等の農場敷地内の水場に野鳥が飛来するということを防止するための対策も盛り込みたいと思ってございます。

これについては、これらを家きんの基準の中に改めて追加したいというものでございます。

それから、右側にいって、整理する項目とございますけれども、これは全畜種共通するものでございますが、基準の中にはかなり重複してしまうような項目もございますけれども、そういったものをまず廃止するということ。それから、趣旨としては類似しているというものもございますので、そういったものを統合するということ。それから、ほかの項目でも十分担保できるのではないかと思われる項目もございます。そういったものも統合廃止ということで、これらのことについて複数ある項目の統廃合ということをしたいと思っております。

それから、下の部分にあります新たに設定する基準として、非商用家畜を設定したいと思ってございます。

先ほど申し上げたとおり、ペットを主に念頭に置いたものでございますけれども、通常の出荷といったような流通を伴わない非商用の小規模農場、ここについては飼養する家畜の感染予防、それから周辺へのまん延防止のための基本的な事項のみ定めた新たな基準を設定したいと思ってございます。これもまた別ページで御説明いたします。

次の2ページを御覧ください。

先ほどちょっと別で説明すると言っておりました再発・密集地での対策についての大蔵指定地域というものについての考え方でございます。

上の囲みの部分ですけれども、過去に発生があった農場とその周辺農場については本病が発生しやすい環境要因があるということで、その他の地域と比較して発生リスクが高いと思われます。それから、密集地域においてはいざ発生した場合の続発リスクが高いということが考えられます。

このため地域内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、周辺農場すぐに消毒の徹底、それからフィルターの設置といった塵埃（じんあい）対策というまん延防止対策をすぐに取れるようにしておくということが必要かと思います。

飼養衛生管理基準において、こうしたリスクの高い地域をあらかじめ大臣指定地域とし

て指定において、平時から消毒薬やフィルターの確保といった準備を行っておくということを規定いたしまして、さらに防疫措置の運用を定める防疫指針において、地域内で発生があった際、都道府県が消毒命令を行うということと、その命令に応じて各農場が適切な消毒を行えるように指示するというものを考えてございます。

具体的な大臣指定地域の考え方でございますが、下の部分の絵の左側になりますけれども、大きく二つにカテゴリーを考えてございます。

一つは同一制限区域内で複数の発生が過去にあった地域。もう一つが過去の発生にかかわらず農場が密集している地域。大きく二つのカテゴリーについてあらかじめ県から該当する地域を報告していただき農林水産大臣がそこの地域を指定するということを考えいくという手順を考えてございます。

大臣指定地域内に所在する農場は平時から液状消毒薬の備蓄、あるいはウインドウレス鶏舎開口部へのフィルター等の設置準備、それから細霧装置の設置といった塵埃（じんあい）対策等を備えていただくということで、地域内で鳥インフルエンザが発生した際に備えておくということを求めていたいと思います。

それから、農場周辺の野鳥の生息状況を把握していただくということと、誘引防止対策の検討を行っていただくということも併せて盛り込みたいと思います。この野生動物、周辺農場の対策についてはまた別のページで御説明いたします。

右側にいっていただき、これは防疫指針に盛り込む事項でございます。実際に指定地域内で鳥インフルエンザが発生した際、どうするのかということはこの防疫指針の方で規定をしたいと思ってございます。

都道府県が家畜所有者に対して、消毒やフィルター設置を行う方法も含めて指示を行います。命令を受けた農場はその指示に基づいて消毒フィルター等の設置をするという流れを考えてございます。

次の3ページ目を御覧いただきたいと思います。

先ほど申しした再発密集地域の中の、地域一体で取り組む対策というものになります。

これは農場周辺のため池は野鳥が集まりやすい場所で、そこにおける水抜き、あるいは周辺地域においてカラス等の野鳥を誘引する状況を作らないという都道府県や市町村といった行政、自治体を含めた地域が一体となって周辺環境におけるウイルス濃度低減のための対策を行うことが重要となります。

まずは自らの農場周辺における野鳥等の生息状況を把握していただいた上で、必要な対策を講じることとなりますけれども、対策の実施に当たって地域的な協力が必要となる場合がございます。

このため飼養衛生管理基準において大臣指定地域に所在する農場に対して、周辺の状況把握と地域で実施する対策の検討を規定して、指導等指針において自衛防疫団体等を含む地域における自主的な防疫活動を行う協議会を活用し、周辺環境におけるウイルス低減対策の実施を規定したいと思っております。

左下の絵にありますけれども、大臣指定地域に所在する農場、ここにおいてはまずは自分の農場周辺の野鳥等の生息状況をまず把握してください。農場の例えばすぐ隣にある雑木林にカラスのねぐらがあるとか、そういう状況をまず把握していただくということ。その上で、鶏舎の屋根、開口部付近に野鳥が止まってしまうような構造がございましたら、そこにテグスをやったり、あるいは鳥よけを設置していただくというような野鳥誘引防止対策を行っていただきたいということです。

それから、地域的な実施、これは農場だけではやれない対策もございますので、その地域的な取組が必要となる野鳥誘引防止対策の検討を行っていただくということ。この点について基準の中で盛り込みたいと思ってございます。

右側ですけれども、各農場が把握した情報を基に地域一体で取り組んでいただくための規定というのを指導等指針と防疫指針の中に盛り込みたいと思っております。

飼養衛生管理は、農家そのもの、家畜の所有者の基準、行うべき基準ですけれども、それに付随して周辺で行う取組については指導等指針と防疫指針の方で規定をするという構成で考えてございます。

具体的には、ねぐらがあると思われる森の木の伐採、枝払いといったところの取組やため池の水抜きや忌避テープ設置といった農場単体ではなかなかできない取組というのを地域の協議会等を通じて対策に取り組んでいただくという枠組みを考えてございます。

次のページですけれども、これも飼養衛生管理基準の中の見直しの一つで、非商用の小規模農場に向けた飼養衛生管理基準というものを新たに規定したいと思ってございます。

現在の通常の流通のある農場向けに作っている飼養衛生管理基準は馴染まない、実際にペットでミニ豚を飼っているとか、アヒルやチャボみたいなものをペットで飼っているとか、そういう小規模、愛玩目的で飼っている方に対しても実は飼養衛生管理基準という

のは適用されております。ただ、その中には飼養衛生管理区域ごとに専用の衣服に着替えて、靴も専用で全て履き替えろとか、そこをまたぐたびに交換するということはなかなか実態上は難しいというようなこともありますので、具体的な小規模でも合うような形の基本的な衛生対策を改めて定めたいという趣旨でございます。

以上、飼養衛生管理基準についての変更の方針になります。

ちょっと資料4－1に一旦戻っていただければと思います。そこの中の3ページ目の3番の今後のスケジュールでございます。

こういった変更につきまして、詳細について家きん疾病小委員会と牛豚等疾病小委員会において、この変更の方針について議論を行っていただく予定でございます。

あわせて、都道府県への意見照会、それからパブリックコメントも行って、その結果を改めて家畜衛生部会の中で御報告させていただく予定です。この変更の方針について、部会の中で答申を頂ければ、9月下旬をめどにこれらの指針等、基準の改正を行いたいと思ってございます。

資料4－2を御覧いただきたいと思います。

こちらは、飼養衛生管理基準に対しての具体的な指導の方針を定めたものになります。

指導等指針という、これは大臣公表という位置付けの文章でございますけれども、指導等指針も併せて改正したいと思ってございます。この指導等指針自体も少なくとも3年ごとに再検討を加えて必要に応じて変更するとされているものでございます。

今般、高病原性鳥インフルエンザの対応を中心とした飼養衛生管理基準の見直しに伴いまして、この指導等指針の変更も行いたいというものでございます。

変更の中身についてですけれども、あっちこっちにいって申し訳ございませんが、再び資料4－3の5ページ目を御覧いただきたいと思います。横のポンチ絵スタイルの資料になります。

飼養衛生管理指導等指針の見直しというものになります。中身について、上のポイントの部分ですが、疫学調査時において飼養衛生管理基準を必ずしも遵守できていたとは言えない農場が確認されている一方、都道府県による勧告や命令が行われる件数は極めて少なく、実効性をもった指導が行えていない状況。

それから、飼養衛生管理指導等指針において、改善を促しても不遵守状況の改善が行われないなど、衛生管理が行われることを確保するために必要があるときに指導・助言を行

うというものは既に規定はございますけれども、その必要があるときという具体的な定めがございません。

そのためこの必要があるときの例示として具体的な指導・助言を行う起点というものを今回定めたいと思ってございます。

下の部分ですけれども、緑の矢印の右側です。重点的に指導等を実施すべき事項という項目の中に、畜種ごとに重点的に指導する項目の中に、家きんに追加される項目を追記ということで、これは大臣指定地域、先ほど申した飼養衛生管理基準の中で改めて家きんの基準が改正されるということに伴う指導等指針の改正ということになります。

それから、2点目の指導及び助言、勧告、命令の実施方法等というものになります。これも先ほど御質問もございましたけれども、ここの実効性を高めるために新たにここに盛り込みたいと思ってございます。地域内の侵入要因となり得るような管理状況の農場を重点的に指導する等、優先順位を付けた指導の実施ということと、あとは先ほど申した指導・助言を行う際の具体的な判断基準を例示として以下のような記載をしたいと思ってございます。

1点目が2年連続で同一の項目について遵守されず、改善が見込まれない場合は指導及び助言を行う。あるいは一時的な過失であって常習性が認められない場合は指導及び助言を行う場合に当たらないといった例示を具体的に盛り込みたいと思ってございます。

人の交差によって発生農場以外の農場が殺処分対象となることを避ける取組を行うよう追記とございます。

これは鳥インフルエンザの発生があった場合に、同一の経営体の中で別のサイトで農場があった場合、例えば経営者の方が両方の農場を通常見回りで行き来しているというような場合に、同じ衣服、靴の交換もなしに行き来していると、片方の農場で発生があった場合にもう片方も引きずられて関連農場として疑似患畜の対象として殺処分の対象になってしまうということがございます。今シーズンについても何例か事例がございました。

そういういた引きずられて発生農場、関連農場として殺処分されてしまうというようなケースをできるだけ減らす取組をふだんから行ってくださいということを盛り込みたいと思ってございます。

ここも管理さえしていれば殺処分が免れるといったこともできたケースもございますので、そういうことをちゃんと周知してふだんから消毒、あるいは別の農場として管理を

していただきて、出入りの際にしっかりと管理措置をしていただくということで別農場扱いにできるというようなことにちゃんとふだんから取り組んでいただくということを促したいと考えてございます。

こういった指導等指針の改正を受けて、今度は都道府県の方で飼養衛生管理指導等計画というのを定めていただく必要がございます。

都道府県が定める指導等計画の中に盛り込むことで、先ほどの指導助言を行う場合という具体的な基準についても県の指導等計画の中に盛り込まれることになりますので、より現場の実態に合わせた形で指導等の実効性を高める運用ができるのではないかと期待してございます。

指導等指針の見直しについては以上になります。

○稻垣部会長 どうもありがとうございます。

それでは、本件につきまして委員の皆様から御意見、御質問を頂きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

山口さん、お願ひします。

○山口臨時委員 これは恐らく高病原性鳥インフルエンザに関する部分というのは家きん疾病小委員会に来るものなので、そのときの議論になると思うんですけれども、幾つかありますて、まず1点目がフィルター、塵埃（じんあい）対策のところで、状況証拠から疑わしきは罰するということで、現在もフィルターを付けるともしかするとリスクが下がるかもしれませんよとか、そういったニュアンスで推奨みたいな形ではしていますけれども、塵埃（じんあい）、それからフィルターについてはそこから本当に感染が広がったのかとか、どのくらいのリスクがあるのかというところは今のところ科学的なデータがほぼない状態で、状況から可能性はあるだろう、可能性があるので疑わしきは罰するという形で情報提供して農場さんの判断で設置していただいているという状況だと私は認識していますけれども、これは飼養衛生管理基準に盛り込んで、大規模農場に対して設置、ある意味指針、基準とはいえ、しなさいという、それに反した場合にはバッテンが付くということになりますと、そこに明確な科学的な根拠がない、状況証拠で疑わしい、可能性があるという状況の中でそれを明文化して出すということには、個人的にはかなり抵抗感があります。

推奨ということには全く抵抗はないですけれども、基準で明文化することができるのかどうかということは恐らく小委員会の方でもかなり議論になるだろうというふうに

個人的には思っています。コメントになります。

それとあと大臣指定地域についてなんですかでも、地域が指定されて、指定された地域の中で発生があった場合にはフィルター設置だとか消毒薬の散布というのも塵埃（じんあい）対策なんですか。

○大倉家畜防疫対策室長 基本的には塵埃（じんあい）を想定したものになります。

○山口臨時委員 ということは、それは密集地域での、言い方はあれですかでも、防疫の不備による、封じ込めに伴う防疫作業に伴って発生する塵埃（じんあい）等が原因で農場間で広がってしまうことを防ぐためにそういった地域で発生があった場合には大規模農場以外にもフィルターを設置して消毒薬をまきなさいというのは、そういうことなんでしょうか。

○大倉家畜防疫対策室長 発生時にすぐに備えるというのはもちろん防疫作業に伴って生じる塵埃（じんあい）もそうですけれども、そもそも発生しているという、実際に発生している状況下では周辺もかなりウイルスが増えている状況であるということを念頭に置いた対策を先んじてやっておいてくださいということを想定しています。

ですので、防疫作業だけではなくて、既に環境中に周辺の野生動物、野鳥の中で潜んでいるであろうウイルスに対しての備えというのを早めにやっておいてくださいという意図です。

○山口臨時委員 これは発生のリスクはものすごく多様で、それこそ人だと野生動物、野鳥、ハエ、いろいろなファクターがある中で、大臣指定のところでフィルターを付けなさいというのがまず出てくるというところに、というのを見ると印象としては防疫作業での粉塵というふうに私は感じました。そうでなければ発生地域ではフィルターもやる、野生動物に対してもいま一度隙間とかないかを確認する。

それから、いま一度防鳥ネットを確認する。あるいは堆肥舎にもしっかりとやるとか、死んだ鳥の管理をしっかりととか、そういうこと全部含めて、そのうちの一つとして塵埃（じんあい）も可能性があるから気を付けましょうというなら、今でもやっていることなので分かるんですけれども、大臣指定の地域で発生があったときにはフィルターを付ける、それから塵埃（じんあい）が舞わないように消毒薬をまきなさい、液体のやつをまきなさいということになると、私の受けた第一印象としては防疫作業で、そこが主で、それを防ぐという。集団発生であっても農場から農場の場合もあり得るでしょうし、単発がたまた

まことに、それこそ野鳥とか野生動物がたくさん持っていて、その侵入によって単発が、農場が結果的にたくさんあるので、結果的にそこでなったという場合、いろいろあると思います。

その場合に、大臣指定の場所でやるべきことがフィルターと消毒薬の散布ということをあえて書くというところに個人的に違和感を感じたので、小委員会での議論になるのかもしれません、そこは個人的には非常に違和感というか、なぜそこだけにいくのかというのは違和感を持ちました。

これはある程度決まっているのかどうか分かりませんけれども、大臣指定のこの指定の基準とか、あと範囲、例えば今回千葉県でも昨シーズンに発生がありましたけれども、本当に密集している場所とちょっと離れたところでまた、時期的には同じところでぽんと出たり、そういう例もあると思うので、大臣指定ということではありますが、具体的にどのタイミングでどの範囲をどういうふうに指定するのかという、その辺のところの部分というのはある程度はっきりさせておかないと、グレーゾーンみたいなのができてしまって、あるいは逆にグレーゾーンを作った方がいいのか、本当に集中すべきところとちょっとリスクが下がる、黄色信号のところと赤信号のところ、分かりませんけれども、その辺の範囲の決め方というのがどうなのかなと感じました。

それと三つ目ですか、もう一つが、非商用農場向けの基準の項目の要素に関してなんですけれども、確かに豚だとかそういったミニ豚、マイクロピッギング、そういう類いのもので、ペット等の飼育というのはよく分かるんですけども、鶏とか家きんですと、中途半端な数の飼養羽数というのが結構あると個人的には認識していました、個人消費ですかあるいは周辺の人に配るというか、商用ではないけれども、そぞこの数を飼っていたり、それから動物園、展示動物なども、流通という意味では展示はしていますけれども非商用だと思いますが、そういうのも規模からするとダチョウもエミューもカモも全部数えて羽数にするのかちょっと分かりませんけれども、展示動物の流通からは外れるんだけれども、展示動物も動物園の規模によって様々、本当にいろいろなところがあるので、そういったものに対する非商用の小規模というものを定義というか、そこの範囲をどうするかというところも明確にしていく必要があるだろうなと感じています。

それから、小委員会の方で議論するときに、ここに書かれているのは基準の項目の要素が書かれているので、やるべきことが書かれているんです。やるべきことが書かれている

と、見落としに気が付かないというか、むしろ現在やらなければいけないことになっているんだけれども、その中からどの項目を落とすのか、どの項目をしなくていいことにするのかということを示していただけすると、より議論がしやすいというか、これはさすがに落としては駄目だろうとか、ここはいいよねというところを議論、あるいは完全に落とすのではなくて、この部分のここはこのぐらいのレベルにまで落としましょうというような形で提案していただけだと、そのところがかなり見えやすくなつて、議論がしやすくなるかなというふうに感じました。

○稻垣部会長　たくさん出ました。大臣指定にフィルターと消毒薬の二つに絞り込む話と、あと指定の基準なり範囲の話、あと非商用の定義の話、小委員会ではやるべきことよりはしなくてもよいこと、みたいな御指摘があったと思うんですが、よろしいですか。

○大倉家畜防疫対策室長　1点目の、確かに発生時にやるべきこととして周りの農場は消毒とフィルターだけをやればいいということではなくて、もちろんやっていただく通常の、今もやってもらっていますけれども、対策の強化、先生もおっしゃった防鳥ネットの確認、隙間が開いてないかということをもちろんやっていただいた上で、さらなる上乗せとしてハイリスク地域でやっていただくこととして液状消毒、今回ちょっと乾燥状態での塵埃（じんあい）による拡散というのがかなり強く疑われたということも反省事項であったと思ております。

ですので、それに対応するものというものはこれまでなかつたというところで、これまでなかつたところの措置というのを今回新たに追加したというものでございますので、これまでやっていただいている通常の衛生管理、バイオセキュリティの強化部分についてはもちろんやっていただいた上の追加措置ということになります。

地域の範囲、考え方についてですけれども、先ほど二つのカテゴリーと申し上げて、過去に複数回発生あつたところの基準としての明確化かと思います。ただ密集している地域というのがどのぐらいかというところで、いろいろ考え方があろうかと思うんですけれども、今現在、県の方に現段階で聞いているのは、3キロ圏内に10戸かつ100万羽以上の農家が存在しているところがどれだけあるかということを挙げてくれということでお願いしてございます。

それによって過去集中地域で発生と言われている、例えば鹿児島の出水ですか、今回の愛知の常滑地域ですか、千葉の旭、匝瑳市とか、今回集中的に発生があつたと言われ

るような地域、おおむねカバーできるなというのが我々の考え方でございますので、まずそこを基準に挙げていただきて、そこでかつ不足があるとか県としてはこういうところを加えたいというところは県の考え方で追加していただきてもいいかなと思っているので、ある程度の県の裁量もあっていいかと思ってございます。これについては、また県の意見なども聞きながら定義付けというのを考えたいと思います。

それから、非商用の考え方でございますけれども、確かに鳥の場合、結構数十羽の鶏を飼って自家消費、親戚に配ったりということをやっているかと思いますけれども、我々ここでいう飼養衛生管理基準の適用をするかどうかというのはまずほかの農場にまん延させるリスクがあるかどうかということを基本に考えたいと思ってございます。

例えばほかの畜産農家との交流、交差が生じ得るような流通をしている実態があるかどうかということを基本に考えたいと思っておりますので、そのほかの農場に移し得るようなリスクが生じているのであればかなり厳しい、ほかの商用農家さんと同じだけの基準を求めるということはあろうかと思います。

ただそういう実態がないのであれば、そこまでの基準を求めるというのはやり過ぎの面もありますので、ここはちょっとまた県の現場での判断というのも当然入ってくるかと思います。年に1回だけ、例えば道路の脇のところの直売所に置いたことがあるとか、そういったことを流通とみなすのかどうか、そういう変則的なものについての扱いとかいろいろ考え方があろうかと思います。そこはちょっと現場の考え方によって応用できるような形を考えたいと思ってございます。

それから、小委員会のときの議論で何を残してということが分かるような、対比しやすいような形での御提示というのは考えたいと思います。

○稻垣部会長 よろしいですか。

○山口臨時委員 フィルターについてなんですかけれども、この中で大規模農場について設置を義務付けるということになった場合に、フィルターを付けるとどうしても換気が悪くなるというのがあって、農場さんによっては生産性が落ちてしまうので、密度を下げるとかあるいは生産性が落ちてもしようがないので、発生するよりはいいので、御自分の判断でフィルターを付けている場合には、それでいいと思いますけれども、命令とは言いませんけれども、付けなさいという基準にしたときのそのフィルター設置によって生じる様々なマイナス面といいますか、そういったところの補償なのか何か分かりませんが、その部

分に対して現場サイドからのアクションがあったときの対応、これはまだ決まってないのではありますけれども、そういう部分も今後必要に、もしやるということになれば、というふうに思っています。

○稻垣部会長 コメントしますか。

○大倉家畜防疫対策室長 これも過去の小委員会の中でも、確かにフィルターを張ることによって換気不良による事故が増えるというお話はほかの先生からも頂いておりましたので、フィルター設置、あるいは不織布なんてもっと空気が通りにくい素材で防ぐ場合の事故を防ぐやり方というのは、これはもう各農場のノウハウがないと一律の考え方を示しにくいというのも小委員会の中でも御提言がございましたので、そこはやはり現場での御指導というのをやっていただくということと、注意喚起を繰り返しやっていくということがまずは必要なと思っています。

フィルターといつても空気の流入量は様々ですので、不織布なのか寒冷紗なのか、あるいは空気をかなり通しやすいフィルターなのかという、かなり段階といいますか空気流入量の違う素材もございますので、入気口の大きさ、場所に合わせて適用するかどうか、そういうところの技術論というのも併せてできるだけ横展開して普及、周知していくようにしたいと思ってございます。

○山口臨時委員 ここで議論してもあれなんですけれども、おっしゃられたフィルターの種類によっても、フィルターと一言で言ってもいろいろなフィルターがあって、ウイルスの侵入を防ぐフィルターはどれがいいのかという、どれだと例えば効果がなくて、どれだとこのぐらいの効果があるのか、今は全く分かっていないので、そもそも張ることによって感染を防ぐ意味があるのかどうかもよく分からない状態なので、そういうことを含めて義務付けるというところというのは、相当小委員会の中では恐らく議論になるだろうというふうに私は感じています。

○稻垣部会長 ほかの委員さん、どうでしょうか。

津田委員さん。

○津田臨時委員 今、山口委員の方からもいろいろ発言があったんですけども、大臣指定地域、それから地域一体の対策というものですけれども、これについて考え方をよく分かるんですけども、こういった防疫のやり方というのが海外ではどういうふうにやられているかどうか教えていただきたいと思います。

というのは、こういったリスクの高いところの場合、今回は鳥インフルエンザなんですがれども、ほかの病気であれば口蹄疫とかアフリカ豚熱の場合であれば、予防的殺処分というふうな判断をすると思うんですけども、それに代わってこういった地域ぐるみとか、大臣指定といったような考え方、あるいは防疫措置というのは海外ではどういうふうにとられているのか、もし御存じであれば教えていただきたいと思います。

○稲垣部会長 沖田課長、お願ひします。

○沖田動物衛生課長 個別の農家に例えればフィルターを張るのか張らないのかという、そういうところまでというのはなかなか個別の情報がないですけれども、例えばヨーロッパにおいては、鳥インフルエンザのハイリスクのシーズンにおいては、そもそも屋外で飼うような放し飼いをするような養鶏であっても、屋外での飼育を一定期間禁止する、こういったような具体的なリスクに応じた地域の対応というのは規則上ありますので、やはりそういう状況に応じた地域ぐるみの対策というのはほかの国でもやられているというふうに考えています。

○稲垣部会長 ほかの委員さんいかがですか。

オンラインの委員さん、どうですか。

米山委員さん、お願ひします。

○米山臨時委員 私も生産者の立場として、塵埃（じんあい）対策なんですけれども、基本的方向性としてはもちろん分かるんですけども、例えばフィルターなり不織布を張る時期というか期間がさすがにオールシーズンということはないと思いますけれども、発生が多いリスクの高い時期なのか、それとも周辺で発生したときだけそういう措置をするのかとか、あとやはりこれを義務化すると生産者の人はどういう素材を使えばいいのかということが全然分からない人がほとんどなわけです。

ですから、効果があつてしまふ詰まりにくいフィルター、不織布、そういうのは必ず行政の方にも聞かれると思いますので、そういうこともちょっと想定しながらやっていただきたいなというふうに思います。

今回の見直しが、改正が9月下旬目途ということになっていますので、時間も余りないので、混乱しなければいいなと思っています。

分割管理にしても、殺処分の羽数を減らすという目的は私もそれは賛成するんですけども、実際に分割管理するとなると、やはり今回、運用の見直しもするというふうに言わ

れているので、どういうふうに見直しをするのかというのも早めに分からないと次のシーズンにはもう対応が間に合わないのでないかという気がしています。

それから、大臣の指定地域についても先ほどもお話がありましたけれども、早めに公表しないと、今シーズン、次のシーズンに間に合わなくなるのではないかとちょっと心配しています。

○稻垣部会長 ありがとうございます。

室長、コメントされますか。

○大倉家畜防疫対策室長 塵埃（じんあい）対策の義務化についての様々な生産者の不安、疑問に対して、どういうものを使うとかできる限りそういうものも御紹介できる形で準備を進めたいと思います。

それから、9月の改正を目指すということで御説明いたしましたけれども、これもまだ確定ではないですが、それぞれの中身によっては生産者の方々への周知の期間、あるいは準備に要する期間というのがございますので、公布の時期と実際にその項目が発行する施行の時期というのは必ずしも一致してないと思っています。過去の飼養衛生管理基準の改正時もそうだったんですけども、改正をして公布して、その項目ごとに準備期間を要するようなものについてはある一定の期間を準備期間として施行までの時期を取ることをやってきておりますので、今回についてもある程度の期間を設けて周知、それから準備に当たっていただくということを考えてございます。

それから、分割管理についてもこれも同じでございます。どうやるか、運用についてちょっとこの次の防疫指針の見直しの中でも触れさせていただこうと思っておりますので、どういうやり方で分割管理の柔軟な運用というのも同時に考えたいと思いますので、これも具体的には小委員会の方で御検討していただこうと思っていますけれども、今のところこういう考え方もあるのではないかということで、後ほど御紹介させていただきたいと思います。

大臣指定地域についてもちろん準備していかなければいけない農家の方々に対して早めに周知できるようにちょっと県の方にもあらかじめ念頭に置いて、先ほど申し上げたような再発地域、密集地域というところのピックアップを今の段階からも準備を進めていただいておりまして、早い段階で皆様にお知らせできるような形で進めていきたいと思っております。

○稻垣部会長 ほかはございますか。

橋本委員さん、お願ひします。

○橋本臨時委員 今の米山委員の御質問とも関連するんですが、この画面の下の方で私から伺いたいのは、飼養衛生管理指導等計画のちょっと上、下から3分の1ぐらい。人の交差等により発生農場以外の農場が殺処分となることを避ける取組を行うよう追記される。これは非常に有効なことだと思いますが、米山委員が言わわれていたように、ハイリスクのシーズンとそうではないシーズンと実はあって、夏は人の出入りが結構多くなる傾向があります。その辺が指導計画に反映されるのかどうかということと、各地域によって人の出入りのいろいろな動きも、それぞれの県が策定される計画がほかの複数の県に農場を展開している事業者から見て公平なレベルというか、ある程度具体的に明確に示された方がいいなど、それを期待していると、そういうことでございます。

○稻垣部会長 コメント、お願ひします。

○大倉家畜防疫対策室長 橋本委員がおっしゃるとおりいろいろな農場の管理の仕方は違うと思いますし、もちろん時期によっても変わってくるというのはそのとおりかと思います。

私どもも具体的には指導等指針の中に、こういう取組をしてくださいということを盛り込もうと思っていますけれども、その中で明確にどれだけ書き込むかというところですけれども、画一的な定量的な書き方をしてしまうと、それこそ現場でのいろいろな実態に合わせた運用、指導というのがやりにくくなるという、反面の運用のしづらさというのもちょっと出てきてしまうかと思いますので、どの程度まで文章で明確化するかというのを県の意見なども聞きながら、この文章の規定の仕方というのを考えていきたいと思います。

○橋本臨時委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○稻垣部会長 ほかはよろしいですか。

木村委員さん、お願ひします。

○木村臨時委員 私もちょっとだけ、大臣指定地域のところについては、衛生管理が規定されるとそのコストが多分かかるということだと思うんですけども、指定地域というのは恒久的なのか、例えば何年後過去に感染があったらそういう実績を踏まえて指定される、規模もあるんでしょうけれども、そうすると恒久的なものとするとやはりそこの基準というのはすごく重い意味を持つことになると思いますけれども、そういう運用の仕方、考

方で運用するのか、ある一定の期間は何も出なから解除するとか、ちょっとフレキシブルにすれば基準の置き方は重い意味があるんですけれども、恒久的なものよりは少し軽くなるし、その受け取る農場さんの受け取り方もちょっと違うのかなと思ったんですけれども、その辺はどうかという、その考え方についてが一つです。

それから、エミューとかを加える、そこは小委員会の方で議論になっているのかもしれませんけれども、例えば食用ではなくてワクチンとか医療用のワクチン用の工場、飼育場があると思うんですけども、それはペットとか小規模でもなく食料用の農場でもなく、中途半端な何百匹という農場だと思うんですけども、そういうところは飼育管理の仕方が食用と違うのかどうか私は分からないですけれども、今回、農水省の管轄なんでしょうか、というのとそれはどっちに入るのかなという、その二つの質問です。

○稻垣部会長 よろしくお願ひします。

○大倉家畜防疫対策室長 一つは大臣指定地域の運用の仕方だと思いますけれども、今、考えている案としては、恒久的に1回指定されたらずっと動かさないということではなく、これも過去に発生のあったというところの過去というのもどれくらい遡るかということだと思いますけれども、何十年も前に発生したところまで引きずるということは考えておりません。

例えば最近5年の中に複数回発生したというようなところで、過去5年以上たっているのであれば、そこの地域は順次外れていくというようなことはあっていいと思います。

それから、ハイリスク地域については密集というのも例えば新たに農場が建って、密集度合いが高まってしまったとか、その逆のケースもあるかと思います。そういう密集度の変更に合わせて随時都道府県の方で変更したい場合はこちらの方で報告を受けて見直すということもやれるようにしたいと思っていますが、ある一定期間、例えばシーズン前に合わせての見直しというのは一斉の見直しみたいなことはやっていこうと思っております。

ですので、随時解除されていくところもあれば、追加されていく地域もあるというふうに考えております。

エミューについて、一番最後の諮問事項の中で、御説明させていただこうと思いますけれども、エミューに限らずですが、先ほどおっしゃったワクチン用とかで飼われている場合、例えば鶏のワクチンも種卵をワクチン用に出荷している農場もございますけれども、

そこの農場に対しても別に用途に限らず、一定規模の家きんに該当する鳥が飼われているのであれば、通常の農場として例えば発生があった場合には、殺処分の対象という家伝法の網の中にかけるという考え方は特に用途関係なく防疫措置は行われることになります。

当然、移動制限の範囲に入った場合にも種卵、ワクチン用で出荷していた場合でも移動制限の対象にはなり得ます。

家伝法上の考え方としては、特段用途にかかわらず、家きんといいうものに該当する畜種であれば、法の網にかかるという運用をさせていただいております。

○稻垣部会長 ほかはいかがでしょうか。

それでは、本件の審議に当たっては、当部会の所掌事務のうち、専門的、技術的な事項を審議する必要があるということですので、今後、家きん疾病小委員会及び牛豚等疾病小委員会において審議していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議がないということで、事務局の方ではそのように進めていただきたくお願ひ申し上げます。

ちょっと進行がまづくて、もう20分以上超過しているんですが、ここで10分程度、45分から再開させていただきたいと思います。45分まで休憩を取らせていただきますので、よろしくお願ひします。

午後3時32分 休憩

午後3時45分 再開

○稻垣部会長 それでは、45分になりましたので、議事を再開したいと思います。

次の議事について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 それでは、順番戻ってしまいますけれども、議事（2）についてです。資料3に沿って説明いたしますので、資料3-1を御覧いただきたいと思います。特定家畜伝染病防疫指針の見直しについてでございます。

こちらも先ほど御説明していた飼養衛生管理基準、それから指導等指針と同様、鳥インフルエンザの対策パッケージの具体化に伴う改正というのが中心になってございます。

背景・経緯でございます。

まずは、特定家畜伝染病に関して、家畜の所有者、行政機関、関係団体が緊密に連携して取り組むべき発生予防及びまん延防止等の措置を講ずるための指針として、家畜伝染病予防法第3条の2に基づき、農林水産大臣は「特定家畜伝染病防疫指針」を作成・公

表しております。

この防疫指針は、現在7疾病について策定されておりまして、法第3条の2第6項に基づきまして、これも少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じて変更するとされてございます。

高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針については、昨年10月に令和4年度シーズンの国内の過去最多の発生で明らかとなった発生予防、まん延防止に係る課題を踏まえまして、見直しを行ったところでございます。

一方、令和6年度シーズンは、過去に発生があった農場での再発生、大規模農場での発生、家きん農場の密集地域での続発、そういうことが確認されたため、殺処分対象羽数の低減や再発・密集地域での防疫体制の整備を図る必要があると考えてございます。

また、エミューについて、近年、これは先ほどの飼養衛生管理基準と同様で、エミューが一定規模の畜産規模になってございますので、この高病原性・低病原性鳥インフルエンザに感受性を有するということですので、この感染時の懸念に対する対応が必要となってございます。

これらのことから、この高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザに関する発生の予防、まん延防止対策の見直しのため、防疫指針の所要の変更を行うというものでございます。

これの変更の方針でございます。3ページ目になります。

(留意事項含む)とタイトルにありますけれども、この留意事項というのは、防疫指針の説明の補足事項として局長通知で定めている文書でございます。実態としては、防疫指針と一緒に運用している文書でございます。その留意事項も含めましての変更の方針(案)になります。

2の(1)でございますけれども、先ほど触れましたエミューについて、対象家きんに追加するということ。

(2)過去に複数事例発生しているなど発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定した地域において、平時から地域一体となった発生予防対策を講じるよう記載いたします。これは先ほどの大臣指定地域を設定するということに伴う防疫指針の改正部分になります。

(3)これも基準の改正に伴う防疫指針の変更事項でございますが、平時からの家きん

の所有者の取組を追記するということで、特に大規模な家きんの所有者は分割管理の取組を検討するよう防疫指針の中にも記載したいと思います。

(4) 農林水産省は、発生に備えた措置として、都道府県が防疫作業に係る民間事業者を活用できるよう、あらかじめリストアップ化するよう記載。ここでいう民間事業者というのは、特に殺処分等、防疫措置の際に急激に人手が必要となる措置について民間事業者を最大限活用いただくという趣旨の規定を盛り込みたいと思います。

(5) 都道府県は民間事業者を活用し自ら対応可能な動員計画を作成するよう記載というものでございます。

(6) 大臣指定地域においては、都道府県の発生に備えた取組として、発生時に塵埃対策や緊急消毒等の追加措置を迅速に行えるよう指導することを記載したいと思います。これも先ほど来議論いただいております、大臣指定地域において日頃から備えていただくこと、いざ発生の際には、都道府県知事が命令を出して迅速に消毒が行えるように用意いただくという旨をここの中で記載したいと思います。

(7) 集卵ベルトが貫通している農場や発生農場と飼養管理者が共通している農場において、一定の管理措置を講じることで擬似患畜から除外できるよう記載したいと思います。この部分については、留意事項で定める部分になりますので、どういった管理措置ができるれば擬似患畜から外れますよということをここの中で書きたいと思います。

その具体的な例としては、集卵ベルトを貫通していても、そのベルトを例えどこかで外部から消毒できるような場合は、仮にベルトがつながっていても、今は一体の鶏舎として同じ農場として扱わざるを得ないんですけども、今後のベルトも消毒等の措置を行うことで区分管理されているというふうにみなせるのではないかということを考えてございます。

あるいは発生農場と飼養管理者が共通している農場、これは先ほど申しした関連農場として擬似患畜に該当してしまって殺処分の対象となってしまうような事例、こういったものを減らすために、この飼養管理者が、例えば行き来していたとしても、今はシャワーイン・シャワーアウトをしていただいて、別の農場にまた新たな衣服を着て入っていただくということで別農場扱いとすることは可能となっておりますけれども、そういった措置に加えて、それと同等な管理措置をすることで別の農場扱いにできないかということをこの留意事項の中に盛り込みたいと考えてございます。

この考え方については、鳥だけではなくて豚熱も同様ですので、豚熱の留意事項にも同様に記載を考えております。

(8) 大臣指定地域におけるまん延防止措置対策を行うよう記載とございますけれども、これも先ほど来議論いただいている、いざ発生した際、都道府県知事が消毒命令を出して、命令に基づいた消毒を各農場で実施していただくという取組を防疫指針の中にも記載したいというところです。

(9) 防疫作業時に病原体拡散防止措置を実施するよう記載というものでございます。これも留意事項の中に書き込もうと思ってございます。これは既に3月に令和6年シーズンの発生を踏まえた中間的な提言を頂いてございます。鳥インフルエンザの疫学検討チームの中で取りまとめしていただいている提言の中で指摘されていることでもございますけれども、防疫作業時の粉じん、羽毛ですとか塵埃が舞い上がってしまってほかの農場に拡散させてしまうリスクをいかに低減させるかという措置についても留意事項の中で記載して、各県で発生時に取り組んでいただきたいというものでございます。

(10) 発生農場において再導入する際の都道府県の立入検査で不備が確認された場合は、農場自ら改善状況を報告するよう記載というものでございます。これは、再発農場対策として盛り込みたいと思っているものでございます。いざ発生した後、防疫作業が終了して、鶏を再導入する際、これは再導入前の時点でのチェックというのも都道府県で行っていただいておりますが、再導入した後についてもフォローアップをするというのは前回指針の改正をさせていただいてございますけれども、県が見て確認するだけではなくて、農家自らが改善状況について都道府県に報告するということもやっていただくということを新たに盛り込みたいと思ってございます。

こちらが今回、防疫指針の方で変更したいという方針になります。

3番目の今後のスケジュールですけれども、これは先ほどの飼養衛生管理基準や指導等指針と同様なスケジュールを考えてございます。

この後、家きん疾病小委員会、それから豚の留意事項部分については牛豚小委員会の方で御議論いただいた上、併せて、都道府県への意見照会、パブリックコメントの手続を進めさせていただきまして、これらの結果を家畜衛生部会に改めて御報告させていただきたいと思います。この変更の方針について答申を得られました場合、速やかに改正を9月めどに行いたいと思ってございます。

資料3－2につきましては、ただいま申し上げました変更の方針を現行の指針の項目順に並べたものでございますので、内容としては重複するものでございますので、説明は割愛させていただきます。

私の方からは以上です。

○稻垣部会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問を頂きたいと思います。

佐藤委員さん、お願ひします。

○佐藤臨時委員 ありがとうございます。

基礎的な、基本的な質問になってしまふかも知れなくてちょっと恐縮です。エミューについてなのですが、まず、資料3－1の1の（5）のところに、近年飼養数が増加しているということが書かれているのですが、数年前にエミューでH P A I が発生した某県の方に聞いたところ、エミューというのは施設型と申しましょうか、建設業者の方が人里はなれたところにエミューの施設を建てて飼い始めるというようなことがあり、H P A I が発生したときに初めて県がエミューを飼っていることを把握したというような話を聞いたことがあります。このときは、家伝法の対象にエミューが入っていなかつたからなのか、そのあたりが分からなくて。例えばだちようとかは入っていますけれども、だちようなどは飼っていることを都道府県が全部把握しているのかということでしょうか。

それと、もう一つは、だちようとかエミューにしてもそうなのですが、舎外で飼うことになるんですね、舎内ではなく舎外で飼う。そして、だちようのH P A I の写真を昔、OIEの方に見せてもらったことがあるのですが、結構ひどい症状を示すという感覚でいます。感受性が高くて、結構大きな動物ですから、ウイルスもたくさん排出するのではないかというようなことも個人的には危惧しているところです。それがまた舎外ということになりますと、その動物がまたほかの鶏舎とか養鶏場とかに広める可能性があるのではないかということで、そういうことの対策も今後必要なのかなというような感じを受けました。その辺りにつきまして何か知見がありましたらお願ひいたします。

○稻垣部会長 では、よろしくお願ひします。

○大倉家畜防疫対策室長 すみません。エミューについては、次の議題の資料5で御説明をしようと思っていたんですが、資料5の中にも参考として飼養状況についての簡単な情報とかを触れさせていただいております。ちょっと先んじた形になりますけれども、せつ

かく御質問いただいたので、資料5の2ページ目を御覧いただきたいと思います。

近年の飼養が増えてきたということを示すために簡単な、これは調査を都道府県にしていただいてまとめたものでございますけれども、資料5の上の「エミューとは」のところの5点目のところに飼養状況とあります。令和6年12月時点では1,895羽、151戸というのは全国での飼養です。主な生産地、飼養場所として、2ポツ目に書いてありますけれども、福島、福岡、佐賀、熊本というところで飼われているところです。

これらについて、令和2年時点での飼養状況というのが一番下にありますけれども、717羽で45戸ですので、この数年のうちに3倍ぐらいの飼養規模に増えているという状況でございます。

この飼養状況は、下に参考でだちようもありますけれども、既にだちようの飼養規模を上回っているという状況でございますので、現在、政令の中で対象家きんに指定されているだちよう以上の飼養実態があるということで、今回新たにエミューを追加して、これを明確化したいというものでございます。

1点目の御質問のところに絡むんですが、明確化と申し上げたのは、これまでだちようと一緒に運用していたようなところもありまして、県によってはだちようと同様把握しているところもあれば、おっしゃっていただいたように、飼養を把握していなかったというようなところもございました。過去、実際に発生が何件かあって、実際に防疫作業は行つてはおるんですけども、そのときに把握した。エミューが対象となるかどうかを明確化してほしいということが県の方からもありまして、あとは家きん小委の中でも同様な御意見を頂いたということで、今回明確化ということをさせていただくための諮問をさせていただいたというのが、これも資料5の趣旨でございます。ですので、明確化という面では、今回正にそういった現場での懸念があったということを受けての対応ということでお考えいただければいいと思います。

舎外で飼っている実態があるということで、ほかの農場へのまん延リスクという面でも、おっしゃるとおりあるかと思います。

政令で定める家きんというのは、基本的には基幹家畜に関しては、対象家畜を法律で定めております。鳥インフルエンザの場合でしたら鶏、あひる、うずらというものが基幹家畜として法律で定められていますけれども、その他4種類、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちよう、この4種類については政令で定めてございます。これは基幹家畜に影響を及ぼ

しかねないということで、共通の感受性を持つ家きんということで、一定の飼養規模のあるものについて定めるという整理で政令で定めております。今回エミューをここに追加したいということですので、その基幹家畜に影響を正に及ぼしかねないということの懸念があるがための改正を考えているということでございます。

○佐藤臨時委員 北海道は、もうエミューはいないのですね。

○大倉家畜防疫対策室長 実際に発生は確かに北海道で、かなり大きな飼養場所があって、そこでの発生があったことで殺処分がされましたけれども、その後の導入……

○稻垣部会長 では、小田委員さん。

○小田臨時委員 すみません。この4月に退職して、それ以前の情報ですけれども、北海道でも2件、エミュー農場で発生して、全羽殺処分ということで北海道内での飼育羽数は十数羽まで減少したのですが、発生した1農場でその後、地域からの支援もあって、羽数を増やす方向で動いていますが、いかんせんエミューなので、一回発生してしまってからの再発防止というところでは、一定の施設、先ほど野外の飼養環境についての発言もありましたけれど、そのような状況をクリアできるような施設を検討しながらなで徐々にというところであり、今後まだ増えていく可能性はありますけれども、現状では大幅に増加はしていない状況かと思います。

○佐藤臨時委員 ありがとうございます。

○稻垣部会長 それでは、ほかの委員さん、いかがでしょうか。

日高委員さん、お願いします。

○日高臨時委員 私の方は質問なんですけれども、この変更の方針の（4）です。防疫作業に係る民間事業者を活用できるようにとあるんですけれども、これは民間事業者に委託して、多分民間事業者でそれだけの人数を抱えているところはないと思うので、その辺りはアルバイトか何かで募集してこの防疫作業をやると。結局これは人材派遣会社というふうに民間事業者というのは考えてもよろしいのでしょうかということです。

○大倉家畜防疫対策室長 業種については特にここで特定はしないんですけども、実際に令和6年の発生においても、複数の民間事業者さんに防疫作業員として派遣を頂いております。活用実態がございまして、その数社は、主に通常ですと旅行業をやっているような業態のところもありますし、おっしゃったとおり人材派遣をやられている方もあります。あるいは人材派遣会社と組んでそういういた派遺業務を行うような会社というのもございま

す。なので、そういうた常に社員として、おっしゃるとおり防疫作業員に対応できるだけの人員を抱えているというよりは、その状況に応じた人を募集して派遣を頂くというような形になろうかと思います。

○沖田動物衛生課長 今年、集中地域での発生があったところでは、今、大倉から説明したような、いわゆる人材派遣会社とかそういうところの人が人を集めて、その人材派遣会社の中にきちんとそういう防疫作業について理解をしている人がいて、その人の指示の下で動くという形でやっているんですが、それと別の昔からあるもので、例えば茨城県なんですけれども、今日、茨城県の方いらっしゃらないよね。茨城県ではJAさんと、防疫作業があるときにはそれを手伝っていただくような、そういうた取り決めをして、その方にやっていただきという対応もされていると、こういった例もありますので、必ずしも人材派遣会社だけということではないんですが、いずれにしても、こういう防疫作業を普段からやられている方ではないので、そういうた方がしっかりと理解して取り組んでいただけるような、そういう訓練というか研修というか、そういうことについてはしっかりとやっていく必要があるというふうに認識しています。

○日高臨時委員 私が危惧するのは、宮崎なんかは、今おっしゃったように県と市町村とJA辺りが中心になって鳥インフルのときは防疫作業に当たるんですよね。結局その防疫作業が終わった後の人たちは、ちゃんと消毒とか、例えば何日間かそういう関係のところに立ち入れないとか、そういう指導までしっかりとできている方という、先ほどあった常滑地区の話で広がったというのはいろいろな考え方があるだろうけれども、やはり密集地帯で発生したときの作業員のその後のことも十分にレクチャーされてやっているのかなというのが少し気になったからお聞きしたところなんですねけれども。

○郷審議官 私、実は愛知県に現地対策本部でお邪魔をしていたので、現地のマニュアルとかも見せていただいて、どういうふうに動員計画で動かすかというのを、実は県のを見せていただきました。やはり結構しっかりとマニュアル自体はよく作られていて対応していたんだと思います。

もちろん広がってしまったのにはいろいろな理由があって、もちろん防疫作業にも多少問題があったという視点もあると思うんですけども、やはり今回集団でやっていたということの中で、愛知において非常によかつたのは完走したことと、1例目の報告が遅くて、その時点できなり濃度が高まっていたので、先ほど山口先生からも、消毒薬の常

備の話もあったんですけども、やはり1例目が遅いと、手元に持っていることってすごく大切なことでというふうに私は感じていたところです。

もちろん今、日高先生からお話をありましたとおり、愛知はマニュアルにはしっかり書いてあったんですけども、更にしっかりやっていただくように、特に人材派遣会社などを利用する場合には、その人材派遣会社の中にいらっしゃる経験のあるリーダーのような方ですね、先ほど沖田課長からもお話ししましたけれども、そういう方の育成というのもしっかりとやっていくことが重要なんだろうというふうに感じている次第でございます。

○稻垣部会長 よろしいですか。

ほかの委員さん、いかがですか。

では、山口さん、お願ひします。

○山口臨時委員 2点あるんですけども、エミューについて、エミューを追加することは全く私個人的には何もないんですけども、防疫指針に仮に加えるということであれば、今現在出ているかどうか分からんんですけども、だちようやエミューの殺処分で危険が伴いますし、場合によっては必要に応じて採血だとそういった作業が生じるときの経験に基づいたマニュアルといいますか、そういうものも防疫指針の中に入れ込んでいただけると、初めて扱うときなどにも危険がなく安全にいろいろな作業ができるのかなというのと、過去の事例として、もし特異的な症状ですね、もちろん死ぬということが一番大事なんですけども、それ以外にエミューならではの特徴的な症状等がもし過去にあれば、そういうものも参考として後ろの方にでも付けていただけるとありがたいかなというふうに思いました。

それと、変更の方針の2番の（7）の集卵ベルトの貫通のところで確認をしたいんですが、これは集卵ベルトが貫通しているけれども、飼養管理者が別の、いわゆる別農場のときに、今まで別農場であっても集卵ベルトが貫通していると一農場として処分していたのを、そうしなくするという理解でいいんでしょうか。

○大倉家畜防疫対策室長 2点御質問いただいたので、私から。

1点目のエミューについてですけれども、ありがとうございます。これもやはり指針に追加する上で、ほかの鶏とは全然違う取扱いが必要になるのはおっしゃるとおりだと思います。

発生を実際に経験して、捕鳥自体がものすごく苦労されていたというのもお聞きしてい

ますので、そういったときのやり方、工夫、どんなことができるのかとか、どういったところにリスクがあるのかみたいな注意事項とかもできる限り、指針の本体なのか留意事項なのか、あるいは別のだちようやエミュー等の注意事項みたいな形で何かできるかということと、おっしゃるとおり特徴的な、先ほど、佐藤委員もありましたけれども、このエミュー、だちようの特徴的な症状ですとか、あと北海道が過去の業績発表の中でも発表いただいた事項で、最初簡易検査でかなり強く疑う症状は出たけれども、簡易検査が陰性になってしまった。ただ、実際に切開して器官のかなり奥にまでやって粘膜を取ったときに陽性になったときに、さっきのぬぐい液の取り方には相当注意を要するということを発表されていたことを記憶しております。そういう工夫とか注意点みたいなのはあってしかるべきかなと思いますので、これも都道府県なんかの意見をお聞きしながらできる限り盛り込みたいと思います。

2点目ですけれども、集卵ベルトのところは、これは主に分割管理をする際の分割ができるというところの柔軟性を持たせた運用を想定した書き方になります。今まででは分割管理というのは、完全に物理的に分けてくださいという考え方でおりまして、集卵ベルトが突っ切っていた場合は、そこはもう一体とみなして分割できないという考え方でしたんですけども、そこをハードを必ず分けずとも消毒等でそこで遮断できるようであれば、そこは分けたものとして分割管理ができているというふうにも運用可能ではないかという考え方でやったものです。

その後に書いてある飼養管理者が共通している云々というのは、また別の独立した話でございます。

○山口臨時委員 ありがとうございます。

7番のところの飼養管理者のことが後から出てきたので、飼養管理者が逆に別なのに貫通しているような団地みたいなところがあつて、そういうのを想定して書かれたのかなというふうに受け取っていて、もしそうなのであれば、今正に言及された分割管理の方の基準も緩めないと、一緒に抱き合せの形の関係なのかなというところを確認したかったところでお伺いしました。ありがとうございます。

○稻垣部会長 ほかの委員さん、いかがですか。

オンラインの委員さん、いかがですか。一応ないでしょうか。

それでしたら、この案件……大津さん、お願いします。

○大津委員 ごめんなさい。オンラインでタイムラグがあって手を挙げるのが遅いのでごめんなさい。いいですか。

○稻垣部会長 よろしくお願ひします。

○大津委員 すみません。どのタイミングでお聞きすればいいか分からなかつたんですけれども、うちが合鴨農法をしていまして、合鴨についてのお話がどこかで出ていて、私が聞き逃しているのかもしれないんですけども、ありましたら教えていただければと思います、よろしくお願ひします。

○稻垣部会長 どなたがお答えになりますか。

では、室長お願ひします。

○大倉家畜防疫対策室長 合鴨については、これは従来から飼養衛生管理基準を適用するときに、いろいろ御質問を確かにいただいていた事例の一つです。実際には屋外で飼養しているということと、合鴨自体が畜産物云々というのを目的として飼っていないということとで、ほかの鶏とかと同列に管理が語れないというところもありましたので、その扱いについては鶏と考え方は全く同じにはできないなとは思ってございます。

その飼養実態を考えて今やつていただいているのは、少なくとも屋根のついたところに、最終的には、ずっと野外に置きつ放しではなくて、収納できるスペースを確保してくださいということをお願いしてございます。通常、当然、合鴨農法は野外に放さないと意味のない農法ですので、そこはもうやむを得ないということでやつていただいているけれども、少なくとも夜間とか野生動物との接触を断つだとかそういう意味もありまして隔離できて屋根のついているスペースを確保してくださいということを御指導させていただいているかと思います。

○大津委員 ありがとうございます。

○稻垣部会長 ほかはいかがでしょうか。

オンラインの委員さん、ほかもよろしいですか。

ありましたら、本件の審議につきましても、当部会の所掌事務のうち、専門的・技術的な事項を審議する必要があるということから、今後、家きん疾病小委員会及び牛豚等疾病小委員会において審議いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしいということでございますので、事務局はそのように進めてください。

それでは、次の議事について、これも事務局の方から御説明をお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 それでは、最後の議事になりますけれども、資料5になります。これも、先ほど来何回も御質問いただいて、議論の中でも出ておりますので、かなりはしょっての説明にさせていただきたいと思います。

家畜伝染病予防法施行令の一部改正についてでございます。

背景ですけれども、家畜伝染病予防法においては、家畜の伝染性疾病のうち、高病原性鳥インフルエンザなど、その病性、発生状況、予防・治療法の有無、畜産情勢等を勘案して、発生によるまん延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるものを家畜伝染病として定めております。

また、それぞれの家畜伝染病に対応して、その対象となる家畜として、法律及び政令で家畜を指定しております。現在、法律において鶏、あひる等、政令においてはきじ、だちよう等が規定されてございます。

エミューについて、先ほども申しましたけれども、近年、採卵・肉用あるいは採油、これは化粧品等に用いられるエミューオイルと言われているものの採油の目的で飼われているというものがございまして、近年飼養数が増加しているという状況でございます。政令に規定されているだちようよりも、先ほど申しましたけれども、既に上回る飼養規模となってございます。

加えて、エミュー自体が基幹家畜である鶏等と同様に、この高病原性鳥インフルエンザの感受性を有するというもので、基幹家畜に影響を及ぼしかねないという背景がございます。

そういうことを受けまして、改正の概要でございますけれども、政令の第1条の表を改正し、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜にエミューを追加し所要の規定の整備を行うというものでございます。

こちらについては、政令改正に伴いますので、若干ほかの文書とのスケジュールとは異なりますけれども、9月上旬に公布を予定しております、10月上旬頃施行を予定してございます。

裏の「エミューとは」、「だちようとは」というのは、先ほど御説明いたしましたので、説明は割愛させていただきます。

以上になります。

○稻垣部会長 ありがとうございました。

それでは、本件について、委員の皆様から御意見、御質問をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

いかがでしょうか。大分前の協議事項でもエミューの話は出たのであれかと思いますが、オンラインの委員さん、よろしいですか。

いらっしゃらないということです。

そういうことで、本件、家畜伝染病予防法施行令の一部改正については、リスク管理措置の変更を要するものではなく、専門的・技術的な事項について審議する必要はないと考えますので、このまま答申案の審議に進みたいと思いますので、よろしいでしょうか。

それでは、異議ないということでございますので、これから答申の手続を進めさせていただきます。

答申文について、事務局の方から配付させていただきます。

(答申案配付)

○稻垣部会長 それでは、家畜衛生部会からの答申案について読み上げさせていただきます。

7 食農審第33号、令和7年6月18日。

農林水産大臣、小泉進次郎殿。

食料・農業・農村政策審議会会长、大橋弘。

答申。

令和7年6月18日付、7消安第1670号により諮問があった事項について、下記のとおり答申する。

記。

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正することについては適当である。

本答申案について、家畜衛生部会として決定してもよろしいでしょうか。

オンラインの委員さんもよろしいということで、異議なしと認めますので、本答申を農林水産大臣に提出させていただきます。

以上でございます。

○横澤調査官 稲垣部会長、ありがとうございます。

○稻垣部会長 これで一応議事は終了しましたので、事務局の方に進行をお返しいたします。よろしくお願ひいたします。

○横澤調査官 ありがとうございました。

本日は熱心な御議論を頂きまして誠にありがとうございました。

最後になりますけれども、審議官の郷より御挨拶を申し上げます。

○郷審議官 本日は委員の皆様方、長時間にわたり熱心に御議論いただきまして誠にありがとうございました。

本日御審議いただきました特定家畜伝染病防疫指針の一部変更についてと、家畜衛生飼養基準とその指導等指針の改正についてにつきましては、今後、家きん疾病小委員会及び牛豚等疾病小委員会において更に専門的な見地から御議論を頂こうということになってございます。

また、本日今しがた御答申いただきました家畜伝染病予防法施行令の一部改正についてにつきましては、必要なパブリックコメント等の手続を経まして施行に向けてしっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻、また貴重な御意見などをお寄せいただきますようお願い申し上げまして本日の閉会のお礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○横澤調査官 以上をもちまして食料・農業・農村政策審議会第73回家畜衛生部会を閉会いたします。

皆様、ありがとうございました。

午後4時22分 閉会